

論点① 認知症専門ケア加算

論点①

- 認知症専門ケア加算は、平成21年度介護報酬改定において、専門的な認知症ケアを普及する観点から、施設系サービス、グループホームにおいて、認知症介護について一定の経験を有し、自治体が実施する認知症ケアに関する専門研修を修了した者を配置している事業所を評価するものとして創設。
- 平成30年度介護報酬改定において、どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、短期入所系サービスにも対象を拡大している。
この点に関して、令和2年度に改定検証調査を行ったところ、
 - ・ 算定するメリットとして「認知症の利用者に対して、より専門的な介護が提供できるようになった」が多く挙げられた。
 - ・ 一方で、算定する際の課題として「認知症ケアに関する専門研修を修了した者の確保が困難である」が多く挙げられた。
- 訪問系サービスにも拡大するよう要望があることや、令和元年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」において「在宅の中重度の要介護者を含め、認知症への対応力を向上するための取組を推進する。」とされていることを踏まえ、各介護サービスにおける認知症対応力を向上させていく観点から、認知症専門ケア加算について、どのような対応が考えられるか。

対応案

- 専門的な認知症ケアを普及する観点から創設された認知症専門ケア加算について、
 - ・ 在宅の中重度の要介護者も含めた認知症対応力を向上させていく観点から、訪問系サービスにおいても、現行の認知症専門ケア加算の要件等を踏まえて、加算の対象とすることとしてはどうか。
 - ・ これまでに加算を算定していない理由として、認知症介護実践リーダー研修及び認知症介護指導者養成研修の修了者の確保が困難との回答が多いことも踏まえつつ、質を確保しながら、e-ラーニングの活用等により、受講しやすい環境整備を行うこととしてはどうか。
 - ・ さらに、診療報酬の認知症ケア加算の要件も踏まえ、算定要件である「認知症介護指導者養成研修の修了者の配置」を満たす資格要件に、認知症ケアに関する専門性の高い看護師（認知症看護認定看護師、老人看護専門看護師及び精神看護専門看護師）を加えることとしてはどうか。

※令和2年11月26日介護給付費分科会資料より抜粋

参考：地域包括ケアシステムの推進

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000698293.pdf>